

年管発 0306 第 2 号
令和 8 年 3 月 6 日

地方厚生（支）局長
日本年金機構理事長
市 町 村 長 } 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する
省令の公布について（通知）

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和 35 年政令第 122 号。以下「政令」という。）第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。）（別添）が本日公布・施行されたところである。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第 1 改正の趣旨

国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定により、国民年金事業の事務の一部は市町村の法定受託事務とされており、同法第 86 条の規定により、この事務処理に必要な費用は国が交付することとされている。

毎年度各市町村に対して交付すべき事務費交付金の額は、政令第 2 条において、

- ① 基礎年金等事務の執行に要する費用のうち人件費に対応する部分（以下「基礎年金等事務に係る人件費算定基礎額」という。）
- ② 基礎年金等事務の執行に要する費用のうち物件費に対応する部分
- ③ 福祉年金事務の執行に要する費用のうち人件費に対応する部分
- ④ 福祉年金事務の執行に要する費用のうち物件費に対応する部分

の合計額とされており、これらの具体的な算定方法は国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 6 号。以下「省令」という。）において定めている。

上記の①～④については、毎年的人事院勧告に基づく国家公務員給与の改定等に基づき改定を行っており、今般、上記の①の算定に用いる基本額並びに①及び②の算定に用いる係数（以下「地域差の係数」という。）に関して、令和 7 年度分についての改定を行う。

第2 改正の概要

基礎年金等事務に係る人件費算定基礎額の算定に用いる基本額及び地域差の係数について、以下のとおり改正を行う。

(1) 基本額（省令第1条第1号、第3号及び第5号）の改定

基礎年金等事務に係る人件費算定基礎額の算定に用いる基本額について、事務毎にそれぞれ

- ・ 適用等事務の基本額は706円から708円に
- ・ 給付事務の基本額は528円から529円に
- ・ 免除事務の基本額は1,445円から1,448円に

改める。

(2) 地域差の係数の改定（省令別表(1)及び(2)）

地域差の係数については、地方交付税制度における「普通態容補正係数」等に基づき地域差の係数を改定しているところ、令和7年度の改正を踏まえ、当該係数を改める。令和6年度の人事院勧告に基づき、地域手当の級地区分の見直しが行われたことを踏まえ、所要の改正を行う。

第3 施行期日

改正省令は、公布の日から施行し、令和7年度の事務費交付金から適用する。

○厚生労働省令第二十二号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第二百二十二号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月六日

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

厚生労働大臣 上野賢一郎

改 正 後		改 正 前	
<p>（用語の定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 適用等事務人件費算定基礎額 七百八円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。</p>		<p>（用語の定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 適用等事務人件費算定基礎額 七百六円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。</p>	

- 二 (略)
- 三 給付事務人件費算定基礎額 五百二十九円に、市町村の地域区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

- 四 (略)
- 五 免除事務人件費算定基礎額 千四百四十八円に、市町村の地域区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六～十 (略)

別表 (第一条関係)

(1) 地域差の係数 (第一条第一号関係)

区 分	係 数
1 級地 (旧 1 級地)	0.107
2 級地 (旧 2 級地)	0.104
2 級地 (旧 3 級地)	0.103
2 級地 (旧 4 級地)	0.103
2 級地 (旧 5 級地)	0.103
2 級地 (旧 6 級地)	0.100
2 級地 (旧 7 級地)	0.098
2 級地 (旧無級地)	0.095
3 級地 (旧 2 級地)	0.103
3 級地 (旧 3 級地)	0.103
3 級地 (旧 4 級地)	0.102
3 級地 (旧 5 級地)	0.101
3 級地 (旧 6 級地)	0.100
3 級地 (旧無級地)	0.095
4 級地 (旧 4 級地)	0.101
4 級地 (旧 5 級地)	0.100
4 級地 (旧 6 級地)	0.098
4 級地 (旧 7 級地)	0.097
4 級地 (旧無級地)	0.095
5 級地 (旧 6 級地)	0.096
5 級地 (旧 7 級地)	0.095
5 級地 (旧無級地)	0.094
無級地 (旧 7 級地)	0.094
無級地 (旧無級地)	0.093

備考 (略)

- 二 (略)
- 三 給付事務人件費算定基礎額 五百二十八円に、市町村の地域区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

- 四 (略)
- 五 免除事務人件費算定基礎額 千四百四十五円に、市町村の地域区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。

六～十 (略)

別表 (第一条関係)

(1) 地域差の係数 (第一条第一号関係)

区 分	係 数
1 級地	0.108
2 級地	0.105
3 級地	0.105
4 級地	0.103
5 級地	0.101
6 級地	0.098
7 級地	0.096
無級地	0.094

備考 (略)

(2) 地域差の係数 (第一条第二号関係)				(2) 地域差の係数 (第一条第二号関係)			
区分	係数	区分	係数	区分	係数	区分	係数
Iの地域10種地	0.022	IIの地域10種地	0.014	Iの地域10種地	0.022	IIの地域10種地	0.014
Iの地域9種地	0.022	IIの地域9種地	0.014	Iの地域9種地	0.022	IIの地域9種地	0.014
Iの地域8種地	0.022	IIの地域8種地	0.012	Iの地域8種地	0.022	IIの地域8種地	0.011
Iの地域7種地	0.018	IIの地域7種地	0.011	Iの地域7種地	0.018	IIの地域7種地	0.011
Iの地域6種地	0.010	IIの地域6種地	0.009	Iの地域6種地	0.010	IIの地域6種地	0.009
Iの地域5種地	0.007	IIの地域5種地	0.007	Iの地域5種地	0.007	IIの地域5種地	0.007
Iの地域4種地	0.000	IIの地域4種地	0.000	Iの地域4種地	0.000	IIの地域4種地	0.000
Iの地域3種地	0.000	IIの地域3種地	0.000	Iの地域3種地	0.000	IIの地域3種地	0.000
Iの地域2種地	0.000	IIの地域2種地	0.000	Iの地域2種地	0.000	IIの地域2種地	0.000
Iの地域1種地	0.000	IIの地域1種地	0.000	Iの地域1種地	0.000	IIの地域1種地	0.000
備考 (略)				備考 (略)			
(3)				(3)			

附 則
この省令は、公布の日から施行し、令和七年度分の事務費交付金から適用する。